

藤枝市農業農村振興ビジョン

令和 年 月



藤枝市
Fujieda City

目 次

1. ビジョンの策定にあたって

- (1) 策定の趣旨 2
- (2) ビジョンの位置付け 3
- (3) 計画の期間 4

2. 本市農業の現状と課題

- (1) 農業者の状況 5
- (2) 農地の状況 7
- (3) 農業生産の状況 9

3. 農業・農村振興の基本的な考え方

- (1) 目指すべき方向性 11
- (2) 基本目標 11
- (3) 基本方針 12

4. 施策の内容

- ① 農地利用の最適化を推進する 15
- ② 持続可能な経営体を育成・確保する 18
- ③ 効率的で高収益な農業経営を促進する 21
- ④ 生産性の高い農業生産基盤をつくる 24
- ⑤ 健全な森林環境をつくる 26
- ⑥ 地域の食・農とのつながりを深める 28
- ⑦ 美しく活力ある農村を創出する 30

5. 用語解説 34

1. ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の趣旨

農業は、人の暮らしに必要な食料を生産する産業であるとともに、国土の保全、水源のかん養、景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有する社会基盤の元でもあります。

また、農村地域は、本市の特徴である「ほどよく都会・ほどよく田舎」を形成する要素のひとつであり、都市部には無い、本市独自の魅力を創出する場にもなっています。

こうした農業・農村が衰退すれば、食料生産の減退という経済的損失ばかりでなく、安全・安心な暮らしや良好な生活環境、まちの魅力までもが損なわれ、農業者のみならず市民全体に重大な影響を及ぼすこととなります。

現在、我が国はかつてない急激な高齢化と人口減少局面にあり、本市の農業者人口は減少の一途を辿っています。加えて、気候変動による大規模な風水害の多発、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低下、消費者の嗜好の変化による本市の基幹作物であるお茶の価格低迷等、本市の農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものとなっています。

一方で、我が国の高品質な農産物の海外マーケットの拡大やスマート農業（※1）等の技術革新の進展を受け、農業の可能性に着目し、これまでにない新たな分野から農業参入を目指す動きも生まれています。

こうした状況に適切に対応するとともに、機会を捉え、将来にわたって本市の農業・農村の発展を図っていくためには、中長期的な視点に立ち、戦略的に施策を展開していくことが必要です。

そのため、本市では平成27年3月に藤枝市農業農村振興ビジョンを策定し、これに基づき農業・農村の振興を図ってきました。このたび、内容をより現状に即したものに改め、本市の今後の農業・農村振興の基本的な方針・施策の方向性を示すものとして、本ビジョンを策定します。

本計画の取組は「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」における『藤枝版ローカルSDGs』の17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。

2
食の安全を
守り、
持続可能な
農業をつくる

8
力強い
地域産業と
多様な働き方
を生み出す

9
変革を
生み出す
産業基盤を
つくる

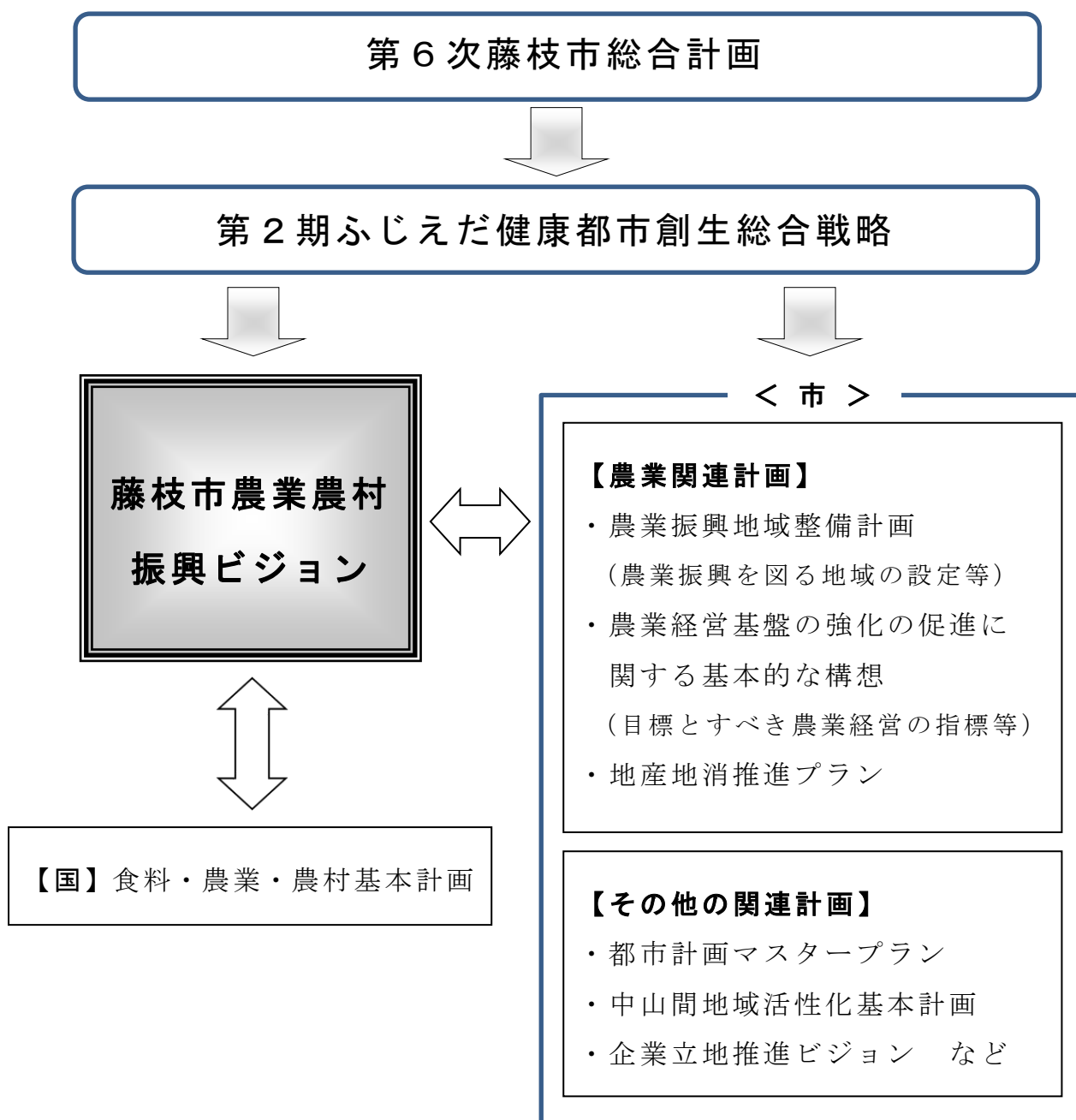
11
災害に強く
快適な居住
環境をつくる

13
地球温暖化
対策を推進
する

15
豊かな自然を
守り共生する
まちをつくる

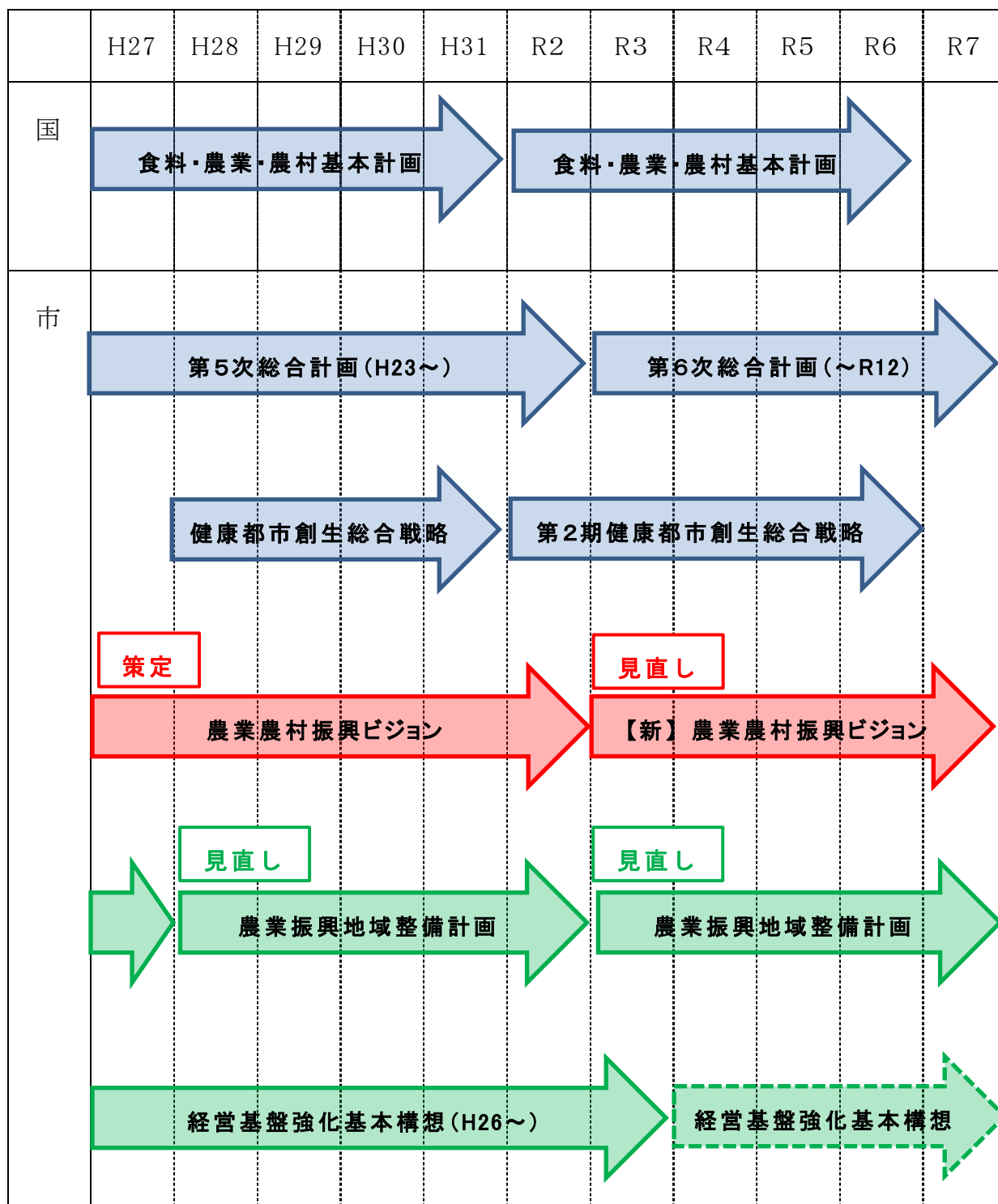
(2) ビジョンの位置付け

本ビジョンは、本市のまちづくりの基本指針である、「藤枝市総合計画」及び「ふじえだ健康都市創生総合戦略」を上位計画とし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「藤枝市農業振興地域整備計画」、農業経営基盤強化促進法に基づく本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、食料・農業・農村基本法に基づく国の「食料・農業・農村基本計画」等の農業に関する諸計画及び都市計画マスタープラン、中山間地域活性化基本計画、企業立地推進ビジョン等の関連諸計画との整合を図りながら、今後の農業・農村の振興に向けた本市の取組の基本的な指針及び施策の方向性を示すものです。



(3) 計画の期間

本ビジョンは、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。



2. 本市農業の現状と課題

(1) 農業者の状況

本市の総農家数は平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で 22.5% 減少し、そのうち、一定額以上の農産物の販売実績のある販売農家(※2)については、同じ 10 年間で 36.7% という大幅な減少となっています。

今後、社会の高齢化が一層進行していく中、販売農家の 63.7% には後継者が不在となっており、人口減少による労働人口減少と相まって、本市の農家数は更に減少していくことが予想されます。

兼業農家が大きく数を減らしている反面、自給的農家(※3)は微増、土地持ち非農家(※4)は大きく増加していることから、身体面・コスト面の負担により生産を縮小あるいはリタイアし、兼業農家が自給的農家や土地持ち非農家に、自給的農家が土地持ち非農家に、それぞれ移行している状況があると推測されます。

一方、専業農家については同じ 10 年間に 12.7% の増となっており、その背景には、兼業農家が高齢となり兼業先を退職したことに伴い、統計上、専業農家の区分に移行しているもの、農業法人の設立や市外の農業法人の進出、農外企業の新規参入等、積極・消極両方の要因があると考えられます。

「儲かる農業」を実現し、農業を持続可能な産業としていくためには、経営の大規模化や、スマート農業等の新技術の導入は不可欠のものとなります。また、農業者の減少に伴い、少数の農業者への農地の集中が加速度的に進んでいくことも予想されます。こうした情勢のもと、農業の専業化はさらに進行していくと考えられます。

今後は「認定農業者(※5)や農業法人をはじめとする専業農家を中心とした積極的な経営意向を持つ農業者の手により、本市農業の維持・発展を図っていく」必要があるという前提に基づき、新規就農者の支援・育成に引き続き努めていくとともに、既存の担い手の経営力強化、大規模かつ安定的な営農が期待される企業的経営体等の新たな担い手の参入を促進していく必要があります。

○市内の農家数

(単位 戸)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 12 年 (見込み)
販売農家 (A)	専業農家	340	355	344	400	500
	第 1 種兼業農家	628	550	348	216	50
	第 2 種兼業農家	1,686	1,300	1,112	779	740
	総販売農家数	2,654	2,205	1,804	1,395	1,290
自給的農家(B)		1,095	1,170	1,243	1,222	1,190
総農家数(A+B)		3,749	3,375	3,047	2,617	2,480
土地持ち非農家		—	1,277	1,443	1,578	—

出典：農林業センサス(※6) ※令和 12 年は農林業センサスに基づく見通し

○販売農家の後継者の状況(平成 27 年) (単位:戸)

同居後継者あり	345
非同居の後継者あり	162
後継者なし	888
合計	1,395

出典：農林業センサス

○認定農業者数

(単位:経営体)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
総数	137	111	107	107	109
うち法人数	13	15	16	19	18

各 4 月 1 日時点

○新規就農者数

(単位:経営体)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総数	3	3	6	6	3
うち認定新規 就農者(※7)	0	1	1	0	2

（２）農地の状況

本市の経営耕地面積は、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で 33.6% 減少しています。一方、耕作放棄地（※8）については、同じ 10 年間で 47% 増加しており、そのうち 45.7%は土地持ち非農家の所有地となっています。

販売農家の減少割合（△36.7%）と、経営耕地面積の減少割合がほぼ等しいことから、経営を縮小あるいはリタイアした農業者、相続により農地を取得した非農業者等が所有する農地の流動化が不十分であり、その相当程度が新たな耕作者に活用されることなく、耕作放棄地化している状況があると推測されます。

特に、水田と樹園地の減少が顕著であり、国民の食生活の変化による米の消費量の減少や小規模の稲作では十分な収益を上げることが困難であること、また、本市の基幹作物であるお茶の価格の長期下落傾向がその背景にあると考えられます。

加えて、中山間地域の茶園については、乗用型機械の利用が困難なほ場が多く存在すること、南部地域の水田地帯においては、農地と宅地の混在が著しいこと、現代の基準としては狭小な区画の農地が多いこと、担い手のほ場が分散して農地間の移動に浪費する時間が多いこと等、作業効率の悪さも新たな耕作者への農地の流動化が進まない要因のひとつとなっています。

今後は、農地の集積・集約化を促進することにより、担い手のほ場の小規模・分散状態の解消を図るとともに、ほ場の耕作条件の改善や農業生産基盤の整備を推進し、効率的で生産性の高い営農環境を整えていくことが求められます。

○経営耕地面積

(単位 a)

区分／年次	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総面積 (A)+(B)+(C)	223,678	197,533	164,323	131,142

【内訳】

(単位 a)

区分	用途等	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
田	稲作	64,553	60,495	59,299	52,425
	畑作	15,343	12,280	9,030	7,700
	二毛作(稲・畑)	984	1,005	1,322	1,256
	不作付け	10,930	9,215	5,718	3,650
	田総面積 (A)	91,810	82,995	75,369	65,031
畑	普通畑	7,053	10,583	6,473	7,980
	その他	8	—	13	18
	不作付け	1,242	669	1,114	1,205
	畑総面積 (B)	8,303	11,252	7,600	9,203
樹園地(茶・みかん等)総面積 (C)		123,565	103,286	81,354	56,908

出典：農林業センサス

○耕作放棄地の状況

(単位 ha)

所有者	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
販売農家	204	160	165	182
自給的農家	—	123	161	185
土地持ち非農家	—	177	241	309
販売農家以外の農家	86	—	—	—
合計	290	460	567	676

出典：農林業センサス 「—」はデータなし

(3) 農業生産の状況

本市は、温暖な気候と豊富な日照量、瀬戸川流域の肥沃な土地と南アルプスの伏流水等、農作物の栽培を行う上で非常に恵まれた条件を有しており、お茶、水稻、みかん、レタス、トマト、いちご、花きをはじめ、多種多様で良質な農作物が生産されています。

また、国内最大の消費地である首都圏に近いこと、東名高速道路や新東名高速道路のインターチェンジ等の交通インフラが整っていることなど、販売・物流の面からも優位性を有しています。

しかしながら、近年の農業者及び経営耕地の減少に伴い、農業産出額は減少傾向が続いており、特に基幹作物であるお茶については、飲料の多様化や消費者の嗜好の変化により、需要及び販売価格が低下しています。

本市のもうひとつの特産品であるみかんについても、一時の全国的な生産過剰による市場価格の低迷期は脱したもの、耕作者の高齢化やリタイアにより、生産量は十分な回復に至らない状況となっています。

一方、野菜は産出額が増加傾向にあり、水稻から収益の見込まれる畑作物への転換が進展していること、高品質とブランド力に支えられ、旺盛な需要のあるいちごの好調等がその要因として考えられます。

今後、農業者人口の更なる減少が予想される中、本市の農業生産を維持・拡大していくためには、ICT等の先端技術を活用した次世代型農業(※9)の導入等により、農作業の省力化・効率化と農作物の高品質化を併せて図っていくことが求められます。

加えて、6次産業化(※10)や農商工連携(※11)による商品開発、ブランド化の推進、てん茶品種への改植や新たな高収益作物の導入等による農産物の高付加価値化や、地産地消の推進、国内外へのPR活動等による消費拡大の促進等、農業の収益性向上に向け、多角的な取組を行っていくことが必要です。

○農業産出額の状況

(単位:万円)

年次		平成 12 年	平成 17 年	平成 26 年	平成 30 年
総産出額		956,000	912,000	506,000	512,000
内訳	米	110,000	105,000	79,000	88,000
	野菜	132,000	141,000	151,000	168,000
	果実	133,000	116,000	91,000	95,000
	花卉	45,000	46,000	29,000	26,000
	茶	468,000	440,000	102,000	88,000
	その他	68,000	64,000	54,000	47,000

出典：農業生産所得統計（平成 12、17 年）・農林業センサスに基づく市町村別農業産出額推計（平成 26、30 年）

○静岡県産の茶（荒茶）価格の推移

(単位:円/kg)

年次		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 30 年
全茶種平均		2,024	1,650	1,438	1,202	1,053
茶種別	煎茶	2,319	2,044	1,915	1,598	1,427
	玉緑茶	1,873	1,697	1,753	1,402	1,401
	番茶	380	329	306	308	346
	玉露	9,000	7,917	6,910	6,800	6,750
	かぶせ茶	2,995	3,171	2,210	2,297	2,458

※全茶種平均は生産量に基づく加重平均

出典：静岡県茶業の現状

○1人あたりの米消費量の推移

(単位:kg/年)

年次	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 30 年
消費量	71.8	66.7	64.0	61.5	58.1

出典：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

3. 農業・農村振興の基本的な考え方

(1) 目指すべき方向性

本市は、現在の社会情勢に適応し、利便性が高く持続力あるまちを実現するため、都市機能を集約した中心市街地と、各地域に個性・特性を活かした拠点を形成し、それらを有機的につなぐ「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進めています。

これにより、本市の魅力である「ほどよく都会、ほどよく田舎」をさらに高めていくには、農業生産の場であり自然の豊かな恵みをもたらす場でもある農村と、都市部のバランスの取れた発展を図っていく必要があります。

今後、農業者の大幅な減少と高齢化が見込まれる状況の中、農業生産を維持していくためには、農地の集積・集約化、スマート農業等の新技術の導入、農業用施設やほ場の整備等、効率的に農業生産を行うことが可能な環境を整えることにより、担い手の経営規模拡大と収益性向上を実現し「農業の成長産業化」を図ることが求められます。

さらに、国内最大の消費地である首都圏に近いという地の利、東名高速道路・新東名高速道路等の充実した交通インフラ、温暖で多彩な作物の栽培が可能な環境といった本市の強みを活かして、新たに農業に取り組むことを希望するものの参入を促進していきます。

また、中山間地域をはじめとした、農業が地域形成の基礎となっている農村地域の活性化を推進することにより、将来にわたり安定的に農業を展開する場の確保・強化を図っていくことも必要です。

こうした取組により、農業者全体の経営の効率化・安定化を推進しながら、伝統や特色のある農産物の生産者、地域のきめ細かな食と農を担う農業者、企業的な経営体等、農業に携わる多様な主体の適切な調和を図り、魅力ある、持続可能な農業・農村を実現していきます。

(2) 基本目標

「農業・農村が持続的に発展するまち」の実現

(3) 基本方針

基本目標の達成に向け、次の基本方針に基づき施策を推進します。

①農地利用の最適化を推進する

効率的な営農環境を整えるとともに、農地のフル活用に向けた支援を行うことで、担い手の経営規模の拡大及び農業生産の増大並びに未利用農地(※12)・荒廃農地(※13)の発生防止を図ります。

②持続可能な経営体を育成・確保する

既存の担い手の経営基盤強化を図るとともに、多様な人材や主体の農業参入を促進し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造への転換を推進します。

③効率的で高収益な農業経営を促進する

スマート農業の導入による農業生産活動の省力化・効率化や生産コストの縮減、6次産業化による農産物の高付加価値化、市内産農産物の消費拡大等、担い手の収益向上を図る取組を総合的に推進します。

④生産性の高い農業生産基盤をつくる

農道、用排水路、ほ場等、農業生産基盤の整備と効率的な維持管理を推進し、担い手の作業効率の向上と農作業における安全確保を図ります。

⑤健全な森林環境をつくる

適切な森林の維持管理を推進することにより、森林の持つ災害防止や環境保全機能を十分に発揮させるとともに、良質な木材生産の促進による林業振興を図ります。

⑥地域の食・農とのつながりを深める

農業・農村のもたらす様々な恵みを知る・体験することを通じて、市民がその価値や魅力について理解を深めることにより、地産地消による農業の活性化や地域の食文化の未来への継承を図ります。

⑦美しく活力ある農村を創出する

食・農の観光資源化や農村環境の保全を推進し、農村地域を本市ならではの魅力として磨き上げることで、都市部からの人の流れを呼び込み、農村地域の活性化を図ります。

藤枝市農業農村振興ビジョン 体系図				
【基本目標】「農業・農村が持続的に発展するまち」の実現				
基本方針		基本施策		主な取組
①	農地利用の最適化を推進する	(1)	担い手への農地集積・集約化	人・農地プランの実質化 農地中間管理事業の推進 農地流動化の推進
		(2)	農地のフル活用の推進	中山間地域における農業生産活動への支援 水田転作の推進 市民農園整備の促進
		(3)	荒廃農地の解消・発生抑止	荒廃農地の再生促進 農地バトロールの推進 再生不能農地の非農地化の推進
②	持続可能な経営体を育成・確保する	(1)	新規就農者の支援	新規就農希望者の相談体制の充実 新規就農者の生活安定化支援 新規就農者の初期投資負担の軽減化
		(2)	新たな担い手の参入促進	企業的経営体の誘致 農福連携の推進 食と農のアンテナエリアの推進
		(3)	既存の担い手の強化	認定農業者制度の推進 担い手の経営基盤強化への支援 経営体の法人化の促進 農業者の意識啓発と連携の推進 農業者団体等の取組への支援
③	効率的で高収益な農業経営を促進する	(1)	次世代型農業の普及推進	スマート農業拠点の形成 次世代型農業の導入に対する支援 中山間地域における茶業の機械化推進
		(2)	農産物の高付加価値化	農商工連携・6次産業化の促進 地元産品のブランディングの推進 茶の優良品種導入の促進 高品質で特徴ある藤枝茶の振興 新たな高収益作物の普及推進
		(3)	地元農産物の消費拡大	市関連施設等における消費の推進 市内産農産物のPR活動の推進 市内産農産物の販売機会の創出 ふるさと納税の促進
④	生産性の高い農業生産基盤をつくる	(1)	農業生産基盤の整備推進	農道整備の推進 農業用排水路の整備推進 ほ場整備の推進
		(2)	農業施設維持管理の負担軽減	農業水利施設改善の推進 農業用ため池の整備（廃止）推進 安全施設の整備推進
⑤	健全な森林環境をつくる	(1)	森林の公益的機能の維持・増進	治山事業の推進 間伐の推進 放置竹林の解消 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進
		(2)	林業振興の推進	認証林の拡大推進 森林環境教育の推進 林道整備の推進 持続可能な森林管理の推進
⑥	地域の食・農とのつながりを深める	(1)	地域の食・農に親しむ機会の創出	農業体験等の推進 食育活動の推進 市内産農産物に関する情報発信の強化 地域の食と農を知るプロジェクトの推進
		(2)	地域の食・農の伝承	朝比奈玉露の承継 藤枝茶の次世代を担う人材の育成 旧藤枝製茶貿易商館の活用
⑦	美しく活力ある農村を創出する	(1)	交流人口・関係人口の拡大と移住・定住の推進	食と農のアンテナエリアの推進（再掲） グリーン・ツーリズムの推進 地域活動への支援 移住・定住の推進 陶芸を活かした地域づくりの推進
		(2)	美しい農村環境の保全	多面的機能の維持・発揮の促進 中山間地域における農業生産活動への支援（再掲） 環境保全に資する農業生産活動の促進 里山づくりへの支援 放置竹林の解消（再掲） 水田を活用した景観形成の促進
		(3)	鳥獣被害防止対策の推進	有害鳥獣の捕獲の推進 有害鳥獣の被害防止対策への支援 有害鳥獣減容化施設の運用

4. 施策の内容

基本方針① 農地利用の最適化を推進する

施策1 担い手への農地集積・集約化

将来にわたって安定的な農業経営を行うことが見込まれる農業者（担い手）に農地を集積・集約化し、担い手の経営規模拡大及び営農環境の効率化を促進するとともに、耕作者の不在による荒廃農地の発生抑止を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
農地利用集積面積（累計）	850.6ha	1,210ha

○主な取組

(1) 人・農地プランの実質化

農地所有者及び耕作者を対象に、現在の農地の利用状況や将来の営農意向に関する調査を行います。調査結果に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員・農林事務所・JA 大井川等、関係者が一体となって集落単位での話し合いを推進し、農地利用の将来計画（誰が・どこを耕作していくのか）づくりを進めます。

(2) 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による農地利用権の設定により、担い手への農地の集積・集約化を図ります。また、地域単位での取組を推進し、機構集積協力金を活用した、住民の手による地域活性化を促進します。

(3) 農地流動化の推進

耕作者の高齢化や後継者の不在により耕作継続が困難となった農地と、新たな担い手をマッチングし、未利用農地・荒廃農地の発生を防止します。また、協力に対する奨励を行うことにより利用権設定の活発化を促します。

施策 2 農地のフル活用の推進

良好な営農条件を備えた農地や、地域環境の保全・災害の防止等の観点から維持されることが望ましい農地を余すところなく活用し、未来に残していくべき農地の保全と農業生産の増大を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
水田転作面積（累計）	476.8ha	3,356ha

○主な取組

(1) 中山間地域における農業生産活動への支援

中山間地域直接支払交付金を活用し、中山間地域（瀬戸谷・稲葉・岡部・朝比奈）の傾斜地において、水路・農道・法面等の維持管理に取り組む集落を支援し、条件不利地における営農継続と荒廃農地の発生防止を図ります。

(2) 水田転作の推進

需給バランスに見合った生産を行うことで米の価格安定を図るため、JA 大井川と連携し、水田転作の奨励や、生産調整のために休耕する水田における景観作物（※14）の栽培に対する支援を行います。

(3) 市民農園整備の促進

未利用農地の有効活用を図るため、都市部の住民のレクリエーションや、高齢者の健康でアクティブな生活の実現等、時代のニーズに即した市民農園の整備を支援するとともに、市民農園の情報発信・利用希望者への紹介等の取組を強化し、利用率の向上を推進します。

施策 3 荒廃農地の解消・発生抑止

農業者の減少や高齢化といった社会情勢を念頭に、真に残していくべき農地を取捨選択し、そこに荒廃農地化の防止対策を集中・徹底することにより、必要な農地を確実に未来へと引き継ぎます。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
荒廃農地解消面積（累計）	11.6ha	18.5ha

○主な取組

(1) 荒廃農地の再生促進

荒廃農地の再生及び利活用に取り組む農業者に対する支援を行い、農業者の手による農地の再生を促進します。

(2) 農地パトロールの推進

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、市内の農地の現状把握と適切な指導の実施により、荒廃農地や違反転用の発生防止を図ります。

(3) 再生不能農地の非農地化の推進

耕作放棄により荒廃が相当程度に進行し、かつ、その所在地、面積、形状等から農地として再生することに費用対効果が見込まれない土地の非農地化を推進し、地域として残したい・残すべき農地に対する効率的・効果的な施策の展開に繋がります。

基本方針② 持続可能な経営体を育成・確保する

施策 1 新規就農者の支援

新規就農を希望する若年世代の人々に、就農から営農初期段階まで継続した支援を行うことにより、長期に渡り地域農業を担うことが期待される農業者の定着と育成を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
認定新規就農者育成数（累計）	21 人	28 人

○主な取組

(1) 新規就農希望者の相談体制の充実

営農計画の検討、農地の確保、各種支援制度の利用等、新規就農に関するワンストップ支援窓口を設置し、就農の実現を支援するとともに、就農後のフォローアップにより必要な支援の実施に繋がっていきます。

(2) 新規就農者の生活安定化支援

新規就農者に対して、各種補助制度を活用した資金交付を行い、農業経営が軌道に乗るまでの生活の安定を図ることにより、離農の防止と早期の経営確立を支援します。

(3) 新規就農者の初期投資負担の軽減化

各種補助制度や制度資金の活用促進により、就農に係る初期投資の負担軽減を図ることにより、早期の経営確立を支援します。

施策 2 新たな担い手の参入促進

多様な分野からの農業参入を促進し、企業的経営による大規模で安定的な営農、新しい形の農業の展開、既存の担い手との連携等による地域農業の活性化と安定化を図ります。

○数値目標

指標	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ７）
企業的経営体の新規参入数（累計）	１経営体	８経営体

○主な取組

（１）企業的経営体の誘致

農地所有者及び耕作者の状況や意向を踏まえ、企業的経営体の誘導を図る地域の選定を推進するとともに、県等と連携を図りながら、安定的な経営と地域農業への波及効果が見込まれる企業的経営体の誘致活動を推進します。

（２）農福連携の推進

障害のある人等の農業分野における活躍を促進するため、社会福祉法人等と農業者の連携、マッチングを推進し、障害のある人等の就労や生きがいづくりの場と、農業の新たな担い手の創出を図ります。

（３）食と農のアンテナエリアの推進

ふじのくにフロンティア総合特区「仮宿地区」に、６次産業化・観光資源化に取り組む企業を誘導し、「食と農」をテーマとした生産・観光拠点づくりを推進します。

施策３ 既存の担い手の強化

経営の拡大と安定を図るため、個人から集団・法人による営農へのシフトを促進するという社会的な流れを念頭に、本市農業の中核を担う農業者の育成と強化を推進します。

○数値目標

指標	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ７）
担い手の経営耕地面積	904.2ha	911.4ha

○主な取組

(1) 認定農業者制度の推進

市内農業者の認定農業者の認定取得及び認定継続を促進し、経営上の目標を自ら設定し、その達成に向けて計画的に営農を行う、経営感覚に優れた農業者の増加を図ります。

(2) 担い手の経営基盤強化への支援

農業用ハウス、農産物の処理加工施設、集出荷施設等の整備、農業用機械の導入、農地の耕作条件改善等、担い手による経営規模拡大・経営基盤強化に向けた取組を、各種補助制度を活用して支援します。

(3) 経営体の法人化の促進

農業経営体の安定的な事業継続と経営規模の拡大を図るため、市内の既存経営体に対し、法人化の必要性・メリットに関する情報提供を行うとともに、法人化に取り組む経営体に対し、各種相談制度・補助制度を活用し支援を行います。

(4) 農業者の意識啓発と連携の推進

農業セミナー等を開催し、農業上の課題解決や意識醸成に向けた情報提供を行います。また、今後の本市農業を担う若手農業者との連携、若手農業者同士の横の連携の強化を推進します。

(5) 農業者団体等の取組への支援

各種農業者団体が、農業者の視点からの現状分析・必要性の判断に基づき実施する、地域農業の振興及び担い手の強化・育成を図るための取組を支援します。

基本方針③ 効率的で高収益な農業経営を促進する

施策 1 次世代型農業の普及推進

農業生産の拡大と安定化、農作業の省力化と効率化を図るため、次世代型農業の普及を推進します。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
次世代型農業設備導入件数（累計）	3 件	14 件

○主な取組

(1) スマート農業拠点の形成

未来の農業経営のモデルとなる先進的な事業を展開する農業経営体や農業関連企業を誘導して集積地を形成するとともに、この地域をスマート農業の発信拠点として、市内全域への普及・展開を促進します。

(2) 次世代型農業の導入に対する支援

ロボット、AI、ICT、IoT 等の先端技術、データを活用した生産、高度な環境制御装置を備えた施設園芸等、次世代型農業に取り組む農業経営体に対し、技術の習得や各種補助制度を活用した導入への支援を行います。

(3) 中山間地域における茶業の機械化推進

作業効率の良い機械導入が可能な環境整備を進めるとともに、乗用型の摘採機や茶園管理機等の導入に対して各種補助制度を活用した支援を行い、本市の基幹作物であるお茶の生産の効率化を促進します。

施策 2 農産物の高付加価値化

消費者のニーズを捉えた、魅力ある農産物をつくり出すことにより、「生産者・消費者双方にとって適正な販売価格に基づく、採算性が高い農業」の実現を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
農商工連携商品創出数（累計）	75 件	110 件

○主な取組

(1) 農商工連携・6次産業化の促進

農商工連携・6次産業化を促進するため、農林業者と商工業者等の交流機会を創出するほか、市内産農林産物を活用した新商品の開発や開発された商品の販路開拓の取組に対し、藤枝市農商工連携・6次産業化ネットワーク（※15）を通じて支援を行います。

(2) 地元産品のブランディングの推進

特色ある優れた市内産品を認証する「藤枝セレクション（※16）」や「藤枝おみや（※17）」等の取組により、関係団体と連携しながら、農産物をはじめとする本市ブランド産品の差別化とプレミアム化を図るとともに、情報発信及び販路開拓への支援を行います。

(3) 茶の優良品種導入の促進

需要が高まっている碾茶（抹茶）等、高収益が見込まれるお茶への転換やより適した品種への改植による既存茶園の収益向上を図るため、各種補助金等を活用し、農業者による優良品種導入を支援します。

(4) 高品質で特徴ある藤枝茶の振興

日本三大玉露のひとつである「朝比奈玉露」、日本一おいしい藤枝茶づくりプロジェクトにより誕生した「藤枝一香」、藤枝三姉妹（かおり・めぐみ・くれは）、藤枝かおりのウーロン茶等、藤枝ならではのお茶の生産、ブランド化、販路開拓等の取組を支援します。

(5) 新たな高収益作物の普及推進

市内南部地域を中心に広まりつつある、ねぎの産地化を推進するとともに、JA 大井川等と連携し、本市の特性に合った新しい高収益作物の可能性について、調査・検討を進めます。

施策３ 地元農産物の消費拡大

市内で生産される農作物や、それらを用いた商品の「出口」を拡大する取組を推進し、生産者の収益向上を図ります。

○数値目標

指標	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ７）
給食食材への県内地場産品使用率	39.1%	40.8%

○主な取組

(1) 市関連施設等における消費の推進

JA 大井川や農業者と連携を図りながら、保育園・認定こども園の給食、小中学校の学校給食、市立総合病院の病院食等における市内産農産物の利用拡大を推進します。

(2) 市内産農産物の PR 活動の推進

JA 大井川、農業者、農業者団体等と連携を図りながら、市内や姉妹・友好都市等で開催されるイベントに出展し、市内産農産物の PR 活動を行います。

(3) 市内産農産物の販売機会の創出

市内や姉妹・友好都市等で開催されるお祭りやイベント、市観光案内所等において、市内産農産物の販売活動を実施するとともに、JA 大井川、農業者、農業者団体等と連携しながら、地産地消の促進を図ります。

また、朝市グループや農業者団体によるイベント、海外市場へのチャレンジ等、農業者による販路拡大に向けた取組を、補助制度の活用等により支援します。

(4) ふるさと納税の促進

市内産農産物のふるさと納税返礼品への出品を促進し、生産者の新たな収入源の確保と市内産農産物の全国的な認知度の向上を図ります。

基本方針④ 生産性の高い農業生産基盤をつくる

施策1 農業生産基盤の整備推進

ほ場、用排水路等の農業基盤の整備を推進することで、耕作条件の改善や農地の集積・集約を進め、生産性の向上や農業競争力を強化し、担い手の経営安定化や経営規模の拡大を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
用排水路整備による受益農地面積（累計）	36.5ha	79.3ha

○主な取組

（1）農道整備の推進

集落やほ場を連絡し、生産した農作物を輸送する農道に対し、状況に応じた改良や補修等の整備を行うことで、輸送等に係る労力を軽減し、生産と流通の合理化による農業振興と生活環境の改善を図ります。

（2）農業用排水路の整備推進

農業用排水路に対し、地域の実情に応じた補修や更新整備を行うことで、農作物の生産に必要な用水を安定的に供給するとともに、排水不良による湛水被害（※18）を軽減し、農作物の生産性の向上を図ります。

（3）ほ場整備の推進

急傾斜地、排水不良等、耕作条件が不利なほ場において、ほ場の平坦化や水路整備を進めることで耕作条件を改善し、茶園における乗用型管理機の導入等をはじめとする農作業の効率化や、農産物の生産性の向上を図り、農業競争力の強化につなげます。

施策２ 農業施設維持管理の負担軽減

農業施設を改修・改良及び廃止することで、施設管理に要する労力を削減し、農作業の効率化を図ります。また、農村地域の都市化・混住化、農業者の高齢化等により、農業施設に関連する事故の危険性が高まっていることから、安全対策を併せて推進します。

○数値目標

指標	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ７）
防災対策（廃止）を実施する農業用ため池数	０箇所	４箇所

○主な取組

（１）農業水利施設改善の推進

老朽化した農業用水利施設の機能低下の防止、機能回復等のため、施設を改修・改良し、農業者による水管理等の負担軽減と、農作業の利便性・生産性の向上を図ります。

（２）農業用ため池の整備（廃止）推進

堤防の決壊等により周囲に甚大な被害を及ぼす恐れのある農業用ため池において廃止や豪雨対策等の防災対策を進め、日常の維持管理の負担軽減を図るとともに、農業用ため池による災害を未然に防止します。

（３）安全施設の整備推進

農業水利施設に対する安全施設の整備を推進し、施設管理の作業性の向上と人身事故の防止を図ります。

基本方針⑤ 健全な森林環境をつくる

施策 1 森林の公益的機能の維持・増進

森林が持つ、「洪水・渇水の緩和」や「山崩れ・土砂災害の防止」、「温室効果ガス排出削減」などの公益的機能の維持・増進のため、本市の実情に即した適正な森林環境整備を推進します。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
放置竹林解消面積（累計）	34.5ha	40.5ha

○主な取組

（1）治山事業の推進

山地災害から市民の生命・財産を守るとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、森林の維持・造成を通じて、荒廃地の復旧や山地災害の予防等を推進します。

（2）間伐の推進

森林の健全な育成による、森林の持つ公益的機能の維持・発揮及び木材生産の拡大を図るため、補助制度を活用して、間伐（※19）を実施する事業者の取組を支援します。

（3）放置竹林の解消

放置竹林の皆伐及び植栽による林種転換の取組を支援するとともに、所有者に対しその後の保育及び適切な管理を促すことにより、森林の公益的機能の再生を推進します。

（4）森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林環境譲与税（※20）を活用し、森林が有する多面的機能の維持・増進を目的に間伐等の森林整備を推進します。また、自然災害による倒木等の被害防止のため、現地調査及び所有者合意の下で、樹木の伐採等の環境整備を実施することにより山地災害の防止を図ります。

施策 2 林業振興の推進

林業振興のため、良質な木材生産及び木材の需要拡大、環境に配慮した森林経営による公益的機能の向上を図ります。

また、林業の担い手の育成につなげるため、森林環境教育の推進を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
FSC 認証（FM）取得森林面積（累計）	225.41ha	275ha

○主な取組

（1）認証林の拡大推進

環境保全に配慮し、適正に管理された森林と、その森林から搬出される林産物の適正な加工や流通のプロセスに対する国際基準の承認制度である FSC 認証（※21）の取得による、原木生産・流通・製造等の安全性・信頼性の向上と需要拡大を促進するため、認証林の拡大を推進します。

（2）森林環境教育の推進

市民の森を活用したイベントを開催し、自然の中での遊びや活動を通し、森林環境や林業についての知識を身につけ、興味をもってもらうことで児童の森林環境教育を推進します。

（3）林道整備の推進

林道の整備や舗装、現行林道の恒常的な維持管理を行うとともに、施業者が行う林内路網の整備に対して各種補助制度を活用した支援を行うことで、林業生産活動や流通の合理化を促進し、林業の振興を図ります。

（4）持続可能な森林管理の推進

森林の所有者に対する意向調査に基づき、将来に向けた森林の適切な管理方法や、間伐等の森林の維持・保全作業の効率的な実施方法について、検討を進めます。

⑥地域の食・農とのつながりを深める

施策1 地域の食・農に親しむ機会の創出

市民が、本市に多彩で魅力的な農産物があることを知り、農のもたらす豊かな恵みを実感することにより、農業・農村が身近な場所にあることの価値を「発見」してもらうため、地域の食・農に親しむ機会づくりを進めます。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
食育推進講座開催数	94回	100回

○主な取組

(1) 農業体験等の推進

JA 大井川、各種関係団体、農業者等と連携し、農作業体験や市内産農作物を活用した料理教室等、市民が地域の食と農に親しむ機会をつくります。

(2) 食育活動の推進

食育フェア、健康づくり食生活推進員による講座、小中学校における栄養教諭による授業、地元農業者による講座等の活動を通して、地元の農産物や地産地消の意義についての学びを推進します。

(3) 市内産農産物に関する情報発信の強化

市内産農産物を「知る・買う・使う」ことに関する情報を収集し、市民が手軽に情報にアクセスできる手段・環境を整えます。

(4) 地域の食と農を知るプロジェクトの推進

JA 大井川、農業者等と連携して、業務需要者・一般消費者と農業者の交流を推進し、相互理解の深化と地産地消の拡大を図ります。

施策２ 地域の食・農の伝承

本市の大きな魅力あるコンテンツとなる可能性を持つ、歴史と伝統を有する食・農を未来へ伝える取組を進めます。

○数値目標

指標	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ７）
藤枝ジュニアお茶博士認定者数（累計）	320 人	560 人

○主な取組

（１）朝比奈玉露の承継

日本三大玉露のひとつである「朝比奈玉露」の承継と振興を図るため、栽培技術のアーカイブ化、ブランディング、摘み子の確保、玉露の里を活用したお茶文化の伝承、消費拡大に向けた PR 活動等を推進します。

（２）藤枝茶の次世代を担う人材の育成

ジュニアお茶博士、ジュニアお茶大使、茶楽研究部（※22）の活動を通じて、本市の基幹作物であるお茶に対する理解と愛着を持ち、未来へ伝える若い世代を育成します。

（３）旧藤枝製茶貿易商館の活用

旧藤枝製茶貿易商館（※23）（通称：とんがり屋根）を茶文化発信拠点として活用し、藤枝茶の歴史と伝統を未来に伝えていきます。

基本方針⑦ 美しく活力ある農村を創出する

施策 1 交流人口・関係人口の拡大と移住・定住の推進

農業・農村が生み出す様々な価値を本市の魅力として磨き上げ、観光やレジャーにおけるコト消費、ワーケーション（※24）、二地域居住（※25）や移住等、多様化するニーズやライフスタイルに応える場として、地域外から様々な人の流れを呼び込むことにより、農村地域の活性化を図ります。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
田舎暮らし体験施設等の利用者数（累計）	4,456 人	10,500 人

○主な取組

(1) 食と農のアンテナエリアの推進（再掲）

ふじのくにフロンティア総合特区「仮宿地区」に、6次産業化・観光資源化に取り組む企業を誘導し、「食と農」をテーマとした生産・観光拠点づくりを推進します。

(2) グリーン・ツーリズムの推進

農業・食・自然・陶芸等、農業・農村ならではの体験を、都市部にはない本市の魅力と捉え、それらを活用した観光商品の開発を推進するとともに、都市部へのプロモーションを展開します。また、地域団体が実施するグリーン・ツーリズム（※26）の取組を支援します。

(3) 地域活動への支援

「せとやまるかじり」や「ふるさと朝比奈いきいき祭り」等、農業・農村の魅力を活かした地域活動を行う団体の取組を支援します。

(4) 移住・定住の推進

農村地域への移住・定住に関する情報発信や相談体制の充実、優良田園住宅（※27）の整備や空き家バンク制度（※28）の推進等により、農村地域への移住・定住を推進します。

(5) 陶芸を活かした地域づくりの推進

陶芸体験を通じた都市とむらの交流を推進することにより、農村地域の活性化を図ります。また、瀬戸谷温泉ゆらく周辺における農産物直売所や陶芸体験等の機能を備えた広域交流拠点施設の整備について検討を進めます。

施策2 美しい農村環境の保全

農村地域における農業生産活動や環境保全活動の継続を支援し、農地の有効活用と荒廃農地の発生防止を図ることにより、美しい農村環境を維持していきます。

○数値目標

指標	現状値（R1）	目標値（R7）
環境保全型農業の取組面積（累計）	380ha	683ha

○主な取組

(1) 多面的機能の維持・発揮の促進

多面的機能支払交付金を活用し、農地、農業用水路等の保全管理活動を行う地域団体の活動を支援することにより、農業・農村の持つ多面的機能の維持・向上を図ります。

(2) 中山間地域における農業生産活動への支援（再掲）

中山間地域直接支払交付金を活用し、中山間地域（瀬戸谷・稲葉・岡部・朝比奈）の傾斜地において、水路・農道・法面等の維持管理に取り組む集落を支援し、条件不利地における営農継続と荒廃農地の発生防止を図ります。

(3) 環境保全に資する農業生産活動の促進

環境保全型農業直接支払交付金を活用し、化学肥料、農薬等による環境負荷の少ない農業に取り組む農業者団体の活動を支援します。また、農業生産活動に伴い発生する廃プラスチックの適正処理の取組の促進を図ります。

(4) 里山づくりへの支援

適切な森林管理を目的に、地域住民・森林所有者等で構成される活動組織が実施する、里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動等について、各種補助制度により支援します。

(5) 放置竹林の解消（再掲）

放置竹林の皆伐及び植栽による林種転換の取組を支援するとともに、所有者に対しその後の保育及び適切な管理を促すことにより、森林の公益的機能の再生を推進します。

(6) 水田を活用した景観形成の促進

米価の安定等、農業上の必要から耕作を行わない水田において景観作物を栽培する取組を支援し、未利用農地を活用した地域の魅力創出を図ります。

施策 3 鳥獣被害防止対策の推進

イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、関係団体や地域住民等と連携しながら、野生鳥獣の管理手法である「個体数管理」・「被害防除」・「生息環境管理」の3点を総合的に推進します。

○数値目標

指標（減少目標）	現状値（R1）	目標値（R7）
有害鳥獣による農作物被害額	12,625 千円	10,000 千円

○主な取組

(1) 有害鳥獣の捕獲の推進

「鳥獣被害対策実施隊」(※29)を中心に、猟友会や地域住民と連携しながら、有害鳥獣の捕獲活動等を推進し、農作物被害の減少を図ります。また、補助制度等を活用して、有害鳥獣の捕獲者に対する報償金を交付し、捕獲活動の活性化を図ります。

(2) 有害鳥獣の被害防止対策への支援

獣害防止フェンス、電気柵等の設置に対する支援や、有害鳥獣捕獲用の箱わなの貸し出し等の取組により、野生鳥獣による農作物等への被害の防止を推進します。

また、狩猟免許の取得に対して支援を行うことで、有害鳥獣捕獲の担い手育成につなげます。

(3) 有害鳥獣減容化施設の運用

有害鳥獣減容化施設(※30)を適切に管理・運用して、有害鳥獣の捕獲活動に従事する捕獲者の処理作業における負担を軽減することにより、捕獲活動の活発化を図ります。

5. 用語解説

	用語	説明
1	スマート農業	ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用し、農作業の省力化や効率化、農作物の高品質化等を図っていく取組。
2	販売農家	経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。
3	自給的農家	経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。
4	土地持ち非農家	耕地と耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している非農家世帯。
5	認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を作成し、認定を受けた農業者。
6	農林業センサス	国が 5 年ごとに実施する、農林業の生産構造や就業構造等の実態と変化を把握するための調査。
7	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「青年等就農計画」を作成し、認定を受けた新規就農者。
8	耕作放棄地	荒廃しているか否かに関わらず、所有者等に耕作の意思が無く、作物の栽培が行われていない農地。
9	次世代型農業	スマート農業、新たな経営スタイル、新たな農業支援サービス等、「新たな農業のあり方」全てを意味するもの。
10	6 次産業化	1 次産業としての農林業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進により、新たな付加価値を生み出す取組。
11	農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等を図る取組。
12	未利用農地	活用されていない全ての農地。
13	荒廃農地	所有者の意思に関わらず、客観的な状況として、荒廃に

		より通常の農作業では作物の栽培が困難となった農地。
14	景観作物	耕作を行わない農地に作付することで、良好な景観を形成し観光資源等としての活用も期待される作物。菜の花、コスモス、ひまわり等が代表例。
15	藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク	農産物等の需要拡大と産業の振興を図るため、農林業と他の産業との新たな連携を促進することにより、地域の農林産物と企業の有する加工技術、販売ノウハウ、その他の資源を有機的に結び付け、新たな商品、サービス、販路、地域ブランド等を創出することを目的とした組織。
16	藤枝セレクション	藤枝らしい笑顔と元気を届けることができ、「藤枝の誇り」「安心の証」「コトづくり」という点に優れたものとして認定された藤枝の逸品。
17	藤枝おみや	藤枝商工会議所が、藤枝の魅力あるお土産品を推奨品として認定する制度。
18	湛水被害	排水能力の不足等により農地に不要な水が溜まり、農作物に被害が生じること。
19	間伐	森林の健全性を確保するため、成長とともに混み合ってきた森林の木々の一部を抜き伐る間引き作業。
20	森林環境譲与税	温室効果ガスの削減や山地災害防止を図るため、森林整備等の財源として、国から地方公共団体に譲与される金銭。
21	FSC 認証（FM 認証）	カナダで創設された NGO である「森林管理協議会（FSC）」が、適正な管理・経営が行われている森林に対して与える認証。
22	藤枝ジュニアお茶博士 藤枝ジュニアお茶大使 藤枝茶楽研究部	お茶の歴史や淹れ方を学ぶ講座を修了した小学生を「藤枝ジュニアお茶博士」として認定。お茶博士認定者のうち、藤枝茶の魅力を発信する取組に意欲のある中学生を「藤枝ジュニアお茶大使」として認定。さらに、お茶博士の卒業生等の中高生が「藤枝茶楽研究部」の部員となり、お茶の歴史、文化、栽培、製造工程等、さらにお茶を深く学ぶ取組を行う。
23	旧藤枝製茶貿易商館	明治 34(1901)年に建築された、輸出茶を取り扱う「藤枝

		製茶貿易会社」の事務所。
24	ワーケーション	観光地やリゾート地でテレワークを行うことで、働きながら休暇を取る過ごし方。
25	二地域居住	都会に暮らす人々が、農山漁村をもうひとつの生活拠点とし、週末や年間の一定期間を暮らす生活様式。
26	グリーン・ツーリズム	都市の人々が農山漁村等を訪れ、その自然や文化の体験、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
27	優良田園住宅	農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、次の基準を満たすもの。 ①敷地面積 300㎡以上 ②建ぺい率 30%以下 ③容積率 50%以下 ④3階建て以下
28	空き家バンク制度	藤枝市が、空き家の賃貸・売却を希望する人と賃借・購入したい人とのマッチングを支援する制度。
29	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき設置された、有害鳥獣による農林業被害の防止施策を実行する組織。
30	有害鳥獣減容化施設	捕獲した有害鳥獣を分解処理する施設。埋却処分や解体処理にかかる作業負担の軽減が図られる。

☆藤枝版ローカルSDGsについて

藤枝市では、国際社会の共通目標であるSDGsの実現に向け、地方自治体として取り組むべき目標を、本市独自の「ローカルSDGs」として設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。

